

オフィス移転等促進奨励金

本社機能を尾道市内に移転・分散する事業者及び移転の受け皿となるシェアオフィス等を整備する事業者に対し、改修経費または運営コストの一部を補助します。

◇対象事業者

次の①か②のどちらかに取り組むもの

①本社機能等の移転

県外から尾道市内に本社機能に移転・分散する法人

②オフィス環境整備

尾道市内の空き物件を改修し、シェアオフィス等として開設する中小企業者（個人事業主を含む）

◇対象要件（どちらの取組みも、事業を行う年度の3月末までに完了すること）

①本社機能等の移転の場合

尾道市内に居住する従業員等が2人以上（うち1名以上が広島県外からの移住者）

②オフィス環境整備の場合

開設したシェアオフィス等に1社以上の事業者が利用すること

◇募集期間 審査会で審査を経て、補助対象事業者を決定

令和7年5月1日～令和7年8月29日

※オフィス環境整備の募集期間を令和7年10月31日まで延長します。

◇補助対象経費（補助率はどちらの取組みも1／2）

①本社機能等の移転の場合

- ・改修を行う場合 … オフィス賃料及び通信回線使用料とオフィス改修費用
- ・改修を行わない場合… オフィス賃料及び通信回線使用料

②オフィス環境整備の場合

- ・オフィス改修費用

建物の改修を行う場合は、原則、市内の事業者から工事等を請負わせること

◇補助限度額

- ・本社機能等の移転・・・250万円
- ・オフィス環境整備・・・125万円

◇問い合わせ先

尾道市 産業部商工課 商工振興係

☎ 0848-38-9182（平日8：30～17：15）

Mail:shoko@city.onomichi.hiroshima.jp

関連ページ
（特設サイト）

⇒

